

第 44 回定時総会 議案

平成 29 年 6 月 21 日
中野サンプラザ

報告事項 平成 28 年度事業報告の件

第 1 号議案 平成 28 年度収支決算承認の件

第 2 号議案 定款一部改定に関する件

公益社団法人 日本照明家協会

公益社団法人日本照明家協会 平成28年度事業報告

公益社団法人日本照明家協会（以下本会）が創立以来一貫して追究してきた基本理念は、「演出空間・映像領域」の創作活動に対し、芸術性のある照明手法をもって作品の完成度に寄与する、にある。この理念実現のため会員・非会員を問わず照明家の技能向上を願い、照明界の品位を上げるための協会活動に力を入れ今日に至っている。

照明家の存在価値をどう高めるか、このため協会の存在感の向上、組織増強策を我々会員が宿題として、大きな課題と考えてきた。事業計画の推進には本部・支部が一体となって、会員一人ひとりの意識を高揚させることが肝要である。個人会員を組織の基幹とする協会の発展はその会員の水準にあり、それゆえ照明家全体の見識を高め、照明家としての気概を高めることを協会活動の根幹としてきた。

平成28年度は事業方針として以下の項目を掲げた。

1. 「創造と技術」をテーマに「深い知識」と「高い技術」を追求する。
2. 次世代の人材育成を積極的に推し進める。
3. 地域の伝統風土に立脚し、各支部の独自性を尊重した事業を推進する。

当年度の事業活動は、定款に定める本会の趣旨目的の原点に戻り、本会の目的達成のため会員目線に立った協会運営に努め、本会の先達が築き上げた歴史を引き継ぎ、演出空間の照明、映像領域の将来を築くべく公益活動を展開した。

「専門性研究プロジェクト」を発足させ、他団体とも連携しながら照明技術者としての「専門性とは」を探った。更に、次世代育成及び地域の活性化を目指した活動を実施したが、未だ末端までの波及効果は十分ではない。道半ばではあるが、当年度の事業方針は概ね達成されたものと評価する。

I 公益目的事業

本会の事業目的は、舞台及びテレビの映像の照明に関する研究並びに知識の交換の促進につとめ、照明家の資質と技術の向上と普及を図り、もって芸術及び文化の高揚に寄与する事であることを胸に刻み、全ての活動を「照明芸術文化事業」として一つの公益目的事業に纏め、有機的、効果的な運用を図ってきた。

（事業の内容）

1 照明技術に関する技能の認定

「舞台及びテレビジョン照明のための公開講座」を1月～2月に開催。その内、中央講座は、東京、名古屋、大阪、福岡の4カ所で開催、地域講座は、仙台、川口、名古屋、大阪、広島、

福岡、沖縄の7カ所で開催した。これに併せて、中央講座に「舞台・テレビジョン照明技術者1級試験」、地域講座に「同2級試験」を実施した。

1級技能認定合格者：30名、2級技能認定合格者：107名、協定校2級認定：266名。

「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定制度」は昭和56年春に制定。その後、時代の要請に応えながら「受験者各自の作業能力判定基準（尺度）にふさわしい制度」としてWikipediaにも紹介されている。照明家のスキルアップ・業界のクオリティ向上を目的とした公益事業として永い年月の実績があり、この制度は今後も活かし発展されなければならない。その為にも制度の絶えざる整備が必要である。照明技術は日進月歩であり、一度認定した技能が永久不変で保証されることはあり得ない。

過去の技能認定者に対する再教育もしくは更新制度の導入は必須であり、早急な検討、実施が求められている。その為、**技能認定委員会**を中心に制度改革の研究を進めている。

中央講座は文化庁の委託事業「平成28年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」として、文化庁・日本照明家協会の共同主催、日本照明家協会制作、全国舞台テレビ照明事業協同組合後援で実施された。

地域講座は支部長の権限に委ね、支部が実施主体となり支部や地域の事情に合致するように開催。会員・非会員を問わず、照明家全体の照明技術の普及とレベルアップに貢献している。支部と本部とで連携し、「技能の尺度」としての普及と啓蒙のため地域の協会活動の活性化の中核を担っている。技能認定2級の試験及び認定評価は**技能認定委員会**が全支部の基準を統一し統括している。

2 研修会、講演会、展覧会等の開催

次世代育成委員会傘下、新人講座部会担当の、「舞台及びテレビジョン照明の新人講座」は平成28年4月7日～10日の4日間、日本大学芸術学部江古田キャンパスで開催。新年度に各事業所に採用された新人を主な対象とし74名が受講、これから社会人として、また照明家として第一歩を踏み出す大切な時期に必要な心構えと基礎知識を新鮮な頭と心に刻み込む事業で、学校側の絶大な支援のもと、全国舞台テレビ照明事業協同組合を共催とする事業として実施された。従来、開催地が東京ということもあって、関東近辺からの受講者が多かったが、近年、東北を始め地方からの受講者が目立って増えてきている。

次項に挙げる各事業に併せて、照明機材の新製品等の展示を行い、新しい照明技術の広報、啓蒙を行った。これらの事業は、当協会員のみならず、全照明家のスキルアップ、専門家としての資質の向上のため、継続的に実施し、環境保護、エコ対策や新光源への対応など、時宜を得たテーマで企画している。

3 照明に関する調査研究

技術委員会では、平成 28 年度の「全国舞台照明技術者会議 in 東京」を、6 月 10 日～11 日に東京芸術劇場 プレイハウスに於いて開催した。1 日目は、LED の基礎：制御に必要なシステムについての座学（60 分）、実際に操作してみよう！と題するワークショップ（120 分）及び 2 日目の仕込み作業を解説。2 日目は、最新機材の特性・表現についてのワークショップ（120 分）、明かりの作り方の実演として、照明デザイナー服部 基による（A）コンベンショナルスポットを使った例、（B）LED 機材を使った例を比較対照し、特性の理解（カラー・応答速度・変化・調光カーブなど）のための照明デザイン解説（120 分）。続いて、「今後の LED 照明の可能性について」と題する、LED 機材の使い方・表現の多様性・注意点等についてのシンポジウム（60 分）を実施した。他に、平成 28 年 6 月 29 日三重県津市、平成 29 年 3 月 24 日函館市で「地域舞台照明技術者会議」を実施した。更に、平成 28 年 12 月 15 日～16 日、秋田県鹿角市の「みんなで文化交流の杜をつくる会」との共催で、東北支部の協力により地域舞台技術者会議の劇場拡大版として、舞台を使用してのシンポジウムを開催した。会議の内容は、協会誌等で詳しくレポートされた。また、平成 28 年 7 月 6 日、幕張メッセで開催された「第 4 回ライブ&イベント産業展」のセミナー会場で、全国舞台テレビ事業者協同組合との協賛事業として技術セミナーを開催した。大規模な展示会で多くの人に当協会の活動を紹介する良い機会となった。

「第 34 回全国テレビ照明技術者会議」は、関西支部、テレビ部会で実行委員会を構成し、10 月 13, 14 日の 2 日間、大阪市中央公会堂に於いて開催され、延べ約 350 名が参加した。詳細は協会誌平成 29 年 1～2 月号に掲載された。

「～仕事を開拓する～」をテーマに、建築家安藤忠雄氏による基調講演、「～光と影の世界を語る～」を始め、「んなアホな！に立ち向かう」や「My Favorite Mirror Ball」等、次世代のテレビ照明を多角的に検証する会議となったことが多方面から評価された。

「第 27 回テレビ部会地域会議 in 東北～青森 2017～」が、1 月 29 日～30 日、青森市ねぶたの家「ワ・ラッセ」イベントホール・ねぶたミュージアム（1 日目）、南部屋海扇閣コンベンションホール（2 日目）で開催、伊奈かっぺい氏による基調講演「スマホでは探せない青森のおはなし」を始め、「光源の変化によるねぶたの変遷」など地元ならではの企画で、次世代の人材育成について話し合った。

N.G.C. (Next Generation Committee) による若い世代の照明家の現場レベルの技術研究会として支部ごとに活動している。

安全委員会では、支部と連携して東京、四国、九州、沖縄で「安全講習」を行い、日本工学院蒲田校で協定校への「安全講習」出前講座を実施すると共に、幕張メッセの「第 4 回ライブ&イベント産業展」において一般も対象にした安全セミナーを開催。また、協会誌や「照明家手帳」に、安全についての啓蒙記事を執筆、掲載した。

4 研究の奨励及び業績の表彰

顕彰委員会が担当する第35回日本照明家協会賞授賞式及び懇親パーティが6月16日中野サンプラザで定時総会に引き続き開催された。大賞（文部科学大臣賞）に舞台部門で渡部良一氏、テレビ部門から打越裕次氏が選ばれた。

すべての受賞者・作品は授賞の理由を付して協会誌及びホームページで公表し、大賞に関しては協会誌やホームページ等で詳細な解説をして、他の照明家の参考となるようにしているが更に、「全国テレビ照明技術者会議」等で、大賞受賞者による受賞作品についての講演を行った。

平成28年1月1日から12月31日までに上演もしくは放映された作品に対する表彰「第36回日本照明家協会賞」が文化庁の後援で公募され、慎重・厳正に審査され、大賞(文部科学大臣賞)に、舞台部門で吉本 有輝子氏、テレビ部門から松崎隆志氏が選ばれた。平成29年6月21日に開催される授賞式で表彰される予定。

5 協会誌及び関連図書の刊行

本会の基本理念、目的の浸透、照明家のスキルアップ、クオリティー向上を目指して、「日本照明家協会誌」を毎月発行。併せて情報の速報性に鑑みてウェブサイトによる公開を広報委員会の事業の両輪として実施している。

協会誌の編集は「編集会議」、WEBページの編集は「WEB作業部会」を毎月開催すると共に、インターネットを通じて日常的に活動を継続している。

一昨年度より出版委員会が創設され、協会誌以外の出版物を担当することになった。先ずは、昨年度のデザインシリーズに引き続き、アーカイブシリーズ「現代照明の足跡～歴史を創った巨匠たち～」を発行、更に、「舞台テレビジョン照明[知識編]」の改訂を検討している。併せて、協会誌の既刊掲載の記事の中から、小冊子にまとめることで有用性が増すと思われる記事を選択的に出版することを検討しており、次年度には「協会誌アーカイブシリーズ」として1～2点が出版される見込みである。

照明家が日常的に活用する情報を満載した「照明家手帳」は平成24年度より5年ぶりに復刊したが、今期は引き続き「照明家手帳2017」を刊行した。出版委員会傘下の手帳編集作業部会が編集を担当し、技術委員会、安全委員会等が最新の技術情報を提供した。「照明家手帳」は協会のディスクロージャーとしての役割と共に、全国の照明家に必要な最新情報を提供し、年鑑的な役割も担っている。

「日本照明家協会誌」及び「照明家手帳」は、会員のみならず公官庁及び芸術関連諸団体や学校、図書館等に無償で配布し、関連図書も実費で一般の人々にも販売した。

6 関連団体等と連絡提携及び国際協力

全国公立文化施設協会、芸能実演家団体協議会等と連携して、様々な活動を実施した。海

外で活躍する会員によるエッセイを協会誌やHPに連載しているが、更に、**国際委員会**では、海外公演をしている会員のレポートを協会誌に掲載する研究をしている。また、劇場に関する唯一の国際機関であるOISTATの日本センターを通じた国際活動と共に、協会独自の海外ネットワークの構築も目指している。今年度は、**技術委員会**の協力を得て、10月20日～27日、国際機器展LDIの視察ツアーを組み10月21日、LDI会場で技術解説及び情報交換会をすると共に10月25日、シルクドソレイユ “0” のバックステージツアーを実施、好評を得た。

7 その他本会の目的達成に必要な事業

平成24年6月27日に劇場法（通称）が施行され、文部科学大臣が定める同法の指針作成にも協力したが、引き続き劇場法に関連して専門家としての照明家のあり方について、上級資格認定のための社会的・法的背景の研究を継続している。

11月16日から18日まで、幕張メッセで開催されたInterBEE(国際放送機器展)に昨年に引き続き、**テレビ部会**が中心になって、小さなブースを出展し、広報活動を行った。日本照明家協会賞大賞・文部科学大臣賞受賞作品を映像展示すると共に、協会誌など出版物を現物展示、また協会事業をパネルで紹介すると共に、小型ムービングプロジェクターで協会活動の実際を紹介した。海外からの参観者を始め、業界内外の注目を集め、協会や照明家の存在を開示する良い機会となった。同会場でのアンケート結果の分析を協会誌平成29年2月号に掲載している。

8 特別企画

東日本大震災復興のため、昨年に引き続き、「東北支援事業第7弾」として、平成29年2月21日～22日仙台近郊に於いて、全国の現場の照明家による「今だから明日を語ろう」Part 6 が開催され、「全国の照明家が震災地に集まり、震災を乗り越え、頑張っている人たちのメッセージを受け取る」ことを目的に、今年初めて福島県沿岸部の被災・被曝と復興の軌跡を巡り、文化芸術による災害復興の可能性を探究した。更に、仙台市に移動して、翌22日仙台サンプラザにて「今だから語り合おう第一線で活躍する照明デザイナーを囲んで」のシンポジウムが開催された。

II 協会組織運営

1. 会勢

協会の組織増強には、会員の増強という目に見える側面と、創作活動の中で示される協会や照明家の芸術上の社会的名声や信望の獲得、蓄積という無形の力の二つの側面がある。組織の増強は協会の社会的力量を大きくするだけでなく、これにより、照明家の社会的地位の確立の一助ともなり、延いては芸術文化の興隆に貢献することに繋がる。

会員数は減少傾向にあるが、本会の存在意義は公益認定と相俟って高まってきている。

2 総会、理事会

平成28年5月17日開催の理事会で定時総会の開催及び議案が承認され、6月16日に定時総会が開催された。平成27年度事業報告の後、平成27年度決算が承認され、役員等の改選が行われた。引き続き、平成28年度第1回臨時理事会が開催され、沢田祐二会長の第4期続投他、9人の執行理事が選任された。平成28年9月14日開催の平成28年度第2回臨時理事会で委員会改廃及び委員会名改称に伴う諸規程改定が承認された。平成29年3月21日開催の平成28年度第2回定時理事会に於いて平成29年度事業計画並びに収支予算案が承認された。

3 業務執行体制

4月より原則として毎月第2火曜日に「執行理事会」、「本部運営会議」を開催し、業務執行理事及び各委員会代表が参集して、理事会が決めた業務について、情報を交換、共有して執行の具体的な方法を審議し、実施した。

事務局が毎月作る月次決算を元に、**財務委員会**を開催、毎月の本部運営会議に於いて財務委員長による財務報告がなされ、予算執行の進捗状況が適切に確認されている。

事務局では**公益委員会**の協力を得て、日常的な業務改善に取り組んでいる。

4 全国事務局会議

平成28年9月15日、全国事務局会議は本部事務局が入居する西新宿の芸能花伝舎で開催され、全国の支部長、支部事務局長が集合し、支部選出理事及び会長、副会長等本部役員と懇談、協会の現状を把握、本部事務局との意思の疎通を図ると共に「事務局の役割と責任」をテーマに喫緊の諸事案について協議した。

5 本部事務局

平成23年6月、芸能花伝舎への事務局移転より、本部事務局の執務体制の整備を進めてきた。執務環境は格段に整備され、会員情報、財務会計のシステム改革も整備されてきた。

同時に、委員会を中心とする会員主体の協会活動が活性化し、関連する事業間の業務も多様化し、事務局に求められる業務量も拡大している。

そのため、事務局は対応に追われ、とりわけ繁忙期に於いては、深夜に至る残業が常態化してきたので、平成28年度に於いても、パート要員の採用を含めた人的資源の活用や業務のアウトソーシング等、柔軟な対応に勉めた。

以上、法人認可から40年を越える公益法人の歴史に相応しい運営体制を整えつつある。

以上（平成29年5月19日 理事会承認予定）

決 算 報 告 書

第 4 4 期

自 平成 2 8 年 4 月 1 日
至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

東京都新宿区西新宿 6 丁目 1 2 番 3 0 号
芸能花伝舎 3 階
公益社団法人 日本照明家協会

貸借対照表

平成29年3月31日 現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金	1,111,064	1,083,235	27,829
普 通 預 金	27,168,651	30,416,775	△ 3,248,124
未 収 会 費	2,915,780	3,003,530	△ 87,750
未 収 金	5,580,820	5,819,731	△ 238,911
前 払 金	223,440	1,170,968	△ 947,528
図 書 ・ 教 材	8,463,218	9,081,522	△ 618,304
貯 蔵 品	508,410	543,375	△ 34,965
流 動 資 産 合 計	45,971,383	51,119,136	△ 5,147,753
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定 期 預 金	20,000,000	20,000,000	0
基 本 財 産 合 計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
就 業 事 故 災 害 産 生 資 産	1,892,796	1,528,286	364,510
見 舞 金 積 立 資 産	135,026	135,025	1
産 業 雇 用 安 定 資 産	205,000	0	205,000
助 成 金 積 立 資 産			
職 員 教 育 研 修 資 産			
寄 付 金 積 立 資 産			
特 定 資 産 合 計	2,232,822	1,663,311	569,511
(3) そ の 他 固 定 資 産			
什 器 備 品	368,717	460,379	△ 91,662
電 話 加 入 権	1,219,900	1,219,900	0
敷 金	730,500	438,000	292,500
出 資 金	10,000	10,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	2,329,117	2,128,279	200,838
固 定 資 産 合 計	24,561,939	23,791,590	770,349
資 産 合 計	70,533,322	74,910,726	△ 4,377,404

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	2,257,420	2,132,166	125,254
前 受 金	90,000	90,000	0
前 受 会 費	409,500	1,382,054	△ 972,554
預 り 金	352,920	177,442	175,478
未 払 法 人 税 等	70,000	70,000	0
未 払 消 費 税 等	592,700	446,200	146,500
流 動 負 債 合 計	3,772,540	4,297,862	△ 525,322
2 固 定 負 債			
固 定 負 債 合 計	0	0	0
負 債 合 計	3,772,540	4,297,862	△ 525,322
III 正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産	340,026	135,025	205,001
指 定 正 味 財 産 合 計	340,026	135,025	205,001
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	340,026	135,025	205,001
2 一 般 正 味 財 産	66,420,756	70,477,839	△ 4,057,083
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	1,892,796	1,528,286	364,510
正 味 財 産 合 計	66,760,782	70,612,864	△ 3,852,082
負債及び正味財産合計額	70,533,322	74,910,726	△ 4,377,404

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常			
① 基本財産運用利益	[5,012]	[5,000]	[12]
② 特定財産運用利益	[122]	[95]	[27]
③ 会費収入	[47,927,750]	[48,562,500]	[△ 634,750]
④ 事業収入	[71,738,421]	[73,692,667]	[△ 1,954,246]
⑤ 受取補助金	[44,768,307]	[45,001,629]	[△ 233,322]
⑥ 受取雑収入	[447,200]	[629,196]	[△ 181,996]
⑦ 経常雑収入	[52,500]	[60,000]	[△ 7,500]
計	122,944,505	125,366,831	△ 2,422,326
(2) 経常外			
① 事業費用	[78,293,779]	[80,229,152]	[△ 1,935,373]
② 臨時費用	[258,000]	[757,656]	[△ 499,656]
③ 諸会費	[6,433,842]	[6,711,599]	[△ 277,757]
④ 舞会費	[8,748,064]	[9,197,375]	[△ 449,311]
⑤ 広旅費	[6,537,358]	[2,978,198]	[3,559,160]
⑥ 通信費	[3,015,346]	[3,020,731]	[△ 5,385]
⑦ 減価償却費	[353,347]	[599,679]	[△ 246,332]
⑧ 消耗品費	[8,702,210]	[11,410,442]	[△ 2,708,232]
⑨ 印刷費	[5,375,970]	[5,865,115]	[△ 489,145]
⑩ 外刷費	[73,824]	[73,824]	[0]
⑪ 図書費	[900,281]	[1,346,211]	[△ 445,930]
⑫ 図書費	[5,585,388]	[6,545,540]	[△ 960,152]
⑬ 図書費	[218,795]	[271,148]	[△ 52,353]
⑭ 図書費	[9,081,522]	[4,765,508]	[4,316,014]
⑮ 図書費	[2,537,028]	[6,596,100]	[△ 4,059,072]
⑯ 図書費	[△ 8,463,218]	[△ 9,081,522]	[618,304]
⑰ 図書費	[22,889,456]	[22,426,831]	[462,625]
⑱ 図書費	[3,745,500]	[4,011,000]	[△ 265,500]
⑲ 図書費	[858,634]	[1,335,171]	[△ 476,537]
⑳ 図書費	[8,471]	[16,384]	[△ 7,913]
㉑ 図書費	[600,000]	[1,000,000]	[△ 400,000]
㉒ 図書費	[0]	[48,664]	[△ 48,664]
㉓ 図書費	[550,000]	[0]	[550,000]
㉔ 図書費	[(283,961)]	[(333,498)]	[△ 13,605]
㉕ 図書費	[279,682]	[315,614]	[△ 35,932]
㉖ 図書費	[4,279]	[17,884]	[△ 13,605]

科 目	当年度	前年度	増減
② 管 理 費	[48,707,809]	[43,481,592]	[5,226,217]
役員報酬	600,000	600,000	0
職員手当	2,520,000	2,520,000	0
職員旅費	13,660,273	10,080,000	3,580,273
職員福利費	618,185	496,364	121,821
職員厚生費	2,386,783	1,954,018	432,765
職員福利費	1,131,042	1,032,921	98,121
職員福利費	(6,642,894)	(5,987,000)	(655,894)
職員福利費	3,150,842	2,768,889	381,953
職員福利費	2,220,845	2,005,017	215,828
職員福利費	884,081	794,147	89,934
職員福利費	387,126	418,947	△ 31,821
職員福利費	6,087,673	6,000,230	87,443
職員福利費	0	1,477,950	△ 1,477,950
職員福利費	1,701,679	1,400,061	301,618
職員福利費	891,495	819,084	72,411
職員福利費	63,072	63,072	0
職員福利費	262,782	376,757	△ 113,975
職員福利費	1,080,000	167,810	912,190
職員福利費	341,296	257,984	83,312
職員福利費	1,301,491	1,545,208	△ 243,717
職員福利費	166,674	164,272	2,402
職員福利費	128,194	42,120	86,074
職員福利費	448,740	320,700	128,040
職員福利費	(4,314,060)	(2,951,010)	(1,363,050)
職員福利費	3,607,740	2,280,960	1,326,780
職員福利費	298,080	261,810	36,270
職員福利費	408,240	408,240	0
職員福利費	62,023	62,023	0
職員福利費	15,780	12,780	3,000
職員福利費	34,367	26,988	7,379
職員福利費	26,400	13,090	13,310
職員福利費	130,720	280,492	△ 149,772
職員福利費	450,000	370,000	80,000
職員福利費	188,660	197,650	△ 8,990
職員福利費	788,400	1,512,000	△ 723,600
職員福利費	1,185,900	1,124,600	61,300
職員福利費	(1,479,226)	(1,625,408)	(△ 146,182)
職員福利費	730,686	757,922	△ 27,236
職員福利費	216,345	229,985	△ 13,640
職員福利費	532,195	637,501	△ 105,306
経 常 費 用 計 額	127,001,588	123,710,744	3,290,844
経 常 費 用 計 額	△ 4,057,083	1,656,087	△ 5,713,170
経 常 費 用 計 額	0	0	0
経 常 費 用 計 額	△ 4,057,083	1,656,087	△ 5,713,170
2. 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 増 減 の 部			
(2) 経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 増 減 の 部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,057,083	1,656,087	△ 5,713,170
一般正味財産期首残高	70,477,839	68,821,752	1,656,087
一般正味財産期末残高	66,420,756	70,477,839	△ 4,057,083
II 指定正味財産増減の部			
① 受 取 寄 付 金	[205,000]	[0]	[205,000]
受 取 寄 付 金	205,000	0	205,000
② 特 定 財 産 運 用 益	[1]	[33]	[△ 32]
特 定 財 産 運 用 益	1	33	△ 32
③ 一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	[]	[△ 67,300]	[67,300]
当期指定正味財産増減額	205,001	△ 67,267	272,268
指定正味財産期首残高	135,025	202,292	△ 67,267
指定正味財産期末残高	340,026	135,025	205,001
III 正味財産期末残高	66,760,782	70,612,864	△ 3,852,082

正味財産増減計算書内訳表

(様式2-3)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	2,506	2,506		5,012
②特定財産運用益	0	122		122
③会費収益	28,846,375	19,081,375	0	47,927,750
正会員受取会費	19,081,375	19,081,375		38,162,750
特別会員受取会費	30,000	0		30,000
賛助会員受取会費	9,735,000	0		9,735,000
④事業収益	71,738,421	0	0	71,738,421
受取受講料	3,700,200	0		3,700,200
受取受験料	3,407,000	0		3,407,000
受取認定料	2,010,000	0		2,010,000
受取参加料	10,909,680	0		10,909,680
受取協会誌購読料	1,162,500	0		1,162,500
受取出版物・教材費	5,780,734	0	0	5,780,734
基礎編	3,194,656	0		3,194,656
知識編	251,776	0		251,776
技能編	343,368	0		343,368
問題集	318,096	0		318,096
電気技術	182,320	0		182,320
その他の書籍	104,440	0		104,440
テンプレート	963,440	0		963,440
網元ビデオ/DVD	21,150	0		21,150
日本舞踊の照明	384,120	0		384,120
舞台照明の仕事	17,368	0		17,368
受取広告料	44,768,307	0		44,768,307
⑤受取補助金等	0	0		0
⑥受取負担金	2,826,000	0		2,826,000
⑦雑収益	12,541	434,659	0	447,200
受取利息	38	371		409
雑収益	12,503	381,788		394,291
免除債権取立益	0	52,500		52,500
経常収益計	103,425,843	19,518,662	0	122,944,505
(2) 経常費用				
①事業費	78,293,779	0	0	78,293,779
臨時雇賃金	258,000	0		258,000
諸謝金	6,433,842	0		6,433,842
会場費	8,748,064	0		8,748,064
舞台費	6,537,358	0		6,537,358
会議費	3,015,346	0	0	3,015,346
広報費	353,347	0		353,347
旅費交通費	8,702,210	0	0	8,702,210
通信運搬費	5,375,970	0		5,375,970
減価償却費	73,824	0		73,824
消耗品費	900,281	0		900,281
印刷製本費	5,585,388	0		5,585,388
外部作業費	218,795	0		218,795
期首図書教材等棚卸高	9,081,522	0		9,081,522
図書教材等制作費	2,537,028	0		2,537,028
期末図書教材等棚卸高	-8,463,218	0		-8,463,218
雑誌編集印刷費	22,889,456	0		22,889,456
原稿料	3,745,500	0		3,745,500
取材費	858,634	0		858,634
書籍購入費	8,471	0		8,471
サイト運営費	600,000	0		600,000
支払負担金	550,000	0		550,000
雑費	283,961	0		283,961
振替手数料	279,682	0		279,682
その他の経費	4,279	0		4,279

	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引消去	合計
②管理費	26,655,813	22,051,996	0	48,707,809
役員報酬	534,000	66,000		600,000
局長報酬	2,172,240	347,760		2,520,000
職員給与	10,340,827	3,319,446		13,660,273
職員時間外手当	467,966	150,219		618,185
法定福利費	1,806,795	579,988		2,386,783
福利厚生費	856,199	274,843		1,131,042
会議費	0	6,642,894		6,642,894
総会	0	3,150,842		3,150,842
理事会	0	2,220,845		2,220,845
全国事務局会議	0	884,081		884,081
その他の会議費	0	387,126		387,126
支部・部会運営費	0	6,087,673		6,087,673
旅費交通費	1,288,171	413,508		1,701,679
通信運搬費	674,862	216,633		891,495
広報費	47,746	15,326		63,072
減価償却費	198,926	63,856		262,782
消耗什器備品費	817,560	262,440		1,080,000
消耗品費	258,361	82,935		341,296
印刷製本費	985,229	316,262		1,301,491
外部作業費	126,172	40,502		166,674
修繕費	97,043	31,151		128,194
光熱水料費	339,696	109,044		448,740
賃借料	3,265,743	1,048,317	0	4,314,060
家賃	2,731,059	876,681		3,607,740
事務機リース料	225,647	72,433		298,080
ソフト利用料	309,038	99,202		408,240
サイト運営費	0	62,023		62,023
保険料	11,945	3,835		15,780
コンピュータ関係費	26,016	8,351		34,367
書籍購入費	19,985	6,415		26,400
職員教育研修費	98,955	31,765		130,720
諸会費	340,650	109,350		450,000
渉外費	0	188,660		188,660
経理・労務管理費	0	788,400		788,400
租税公課	897,726	288,174		1,185,900
雑費	983,000	496,226	0	1,479,226
振替手数料	553,129	177,557		730,686
その他の雑費	163,773	52,572		216,345
雑損失	266,098	266,097		532,195
経常費用計	104,949,592	22,051,996	0	127,001,588
評価損益調整前当期増減額	-1,523,749	-2,533,334		-4,057,083
評価損益等計				
当期経常増減額	-1,523,749	-2,533,334	0	-4,057,083
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0			0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0			0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0			0
当期一般正味財産増減額	-1,523,749	-2,533,334	0	-4,057,083
一般正味財産期首残高				70,477,839
一般正味財産期末残高				66,420,756
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	0	0	0	0
産業雇用安定助成金		0		0
受取寄付金等	0	205,000	0	0
職員教育研修寄付金		205,000		
特定資産運用益	0	1	0	0
特定資産受利息		1		
一般正味財産への振替額	0	0		0
当期指定正味財産増減額	0	205,001	0	205,001
指定正味財産期首残高	0	135,025	0	135,025
指定正味財産期末残高	0	340,026	0	340,026
III 正味財産期末残高				66,760,782

貸借対照表を会計区分していないため、正味財産期末残高は合計欄にのみ記載しています。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
出資金について、総平均法による原価法を採用している。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
定率法を採用しており、取得価額20万円未満のものは法人税法に定める一括償却を採用している。
- (4) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) 消費税等の会計処理
税込処理により行っている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
就業事故災害見舞金積立資産	1,528,286	378,726	14,216	1,892,796
産業雇用安定助成金積立資産	135,025	1	0	135,026
職員教育研修寄付金積立資産	0	205,000	0	205,000
小計	1,663,311	583,727	14,216	2,232,822
合計	21,663,311	583,727	14,216	22,232,822

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	20,000,000	(0)	(20,000,000)	—
小計	20,000,000	(0)	(20,000,000)	—
特定資産				
就業事故災害見舞金積立資産	1,892,796	(0)	(1,892,796)	—
産業雇用安定助成金積立資産	135,026	(135,026)	(0)	—
職員教育研修寄付金積立資産	205,000	(205,000)	(0)	—
小計	2,232,822	(340,026)	(1,892,796)	0
合計	22,232,822	(340,026)	(21,892,796)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,852,654	1,483,937	368,717
合計	1,852,654	1,483,937	368,717

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金等						
実習型雇用助成金	中央職業能力開発協会	134,920	0	0	134,920	指定正味財産
合計		134,920	0	0	134,920	

財 産 目 録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・数量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	本部手元有高	運営資金として	101,704
		各支部手元有高合計	運営資金として	1,009,360
	普通預金	三井住友銀行新宿通支店	運営資金として	3,559,080
		みずほ銀行新宿西口支店	運営資金として	22,050,086
		同上	運営資金として	55,206
		みずほ銀行日本橋支店	運営資金として	0
		西武信用金庫北新宿支店	運営資金として	22,075
		ゆうちょ銀行	運営資金として	991,867
		同上	運営資金として	2,636
		各支部手元普通預金合計	運営資金として	487,701
	未収会費		27年度正会員	931,030
			28年度正会員	1,684,750
			28年度賛助会員	300,000
	未収金		書籍販売(基礎編他)	2,368,472
			年間購読	15,000
			広告収入	3,166,400
			その他	30,948
	前払金		支部事業	223,440
	図書・教材	基礎編	販売のため保有 期末棚卸高	11,136
		知識編	販売のため保有 期末棚卸高	369,614
		技能編	販売のため保有 期末棚卸高	2,158,474
		問題集2級	販売のため保有 期末棚卸高	132,432
		電気技術講義テキスト	販売のため保有 期末棚卸高	48,800
		光のドラマ	販売のため保有 期末棚卸高	35,700
		テンプレート	販売のため保有 期末棚卸高	664,523
		綱元DVD	販売のため保有 期末棚卸高	8,200
		日本舞踊の照明	販売のため保有 期末棚卸高	2,711,574
		舞台照明の仕事	販売のため保有 期末棚卸高	667,185
		現代照明の足跡	販売のため保有 期末棚卸高	1,595,200
		その他の書籍	販売のため保有 期末棚卸高	60,380
貯蔵品		ガラスフレーム	協会賞使用のため保有 期末棚卸高	508,410
流動資産合計			45,971,383	

(固定資産)				
基本財産	定期預金	西武信用金庫北新宿支店	うち1千万円は公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の財源にしている。うち1千万円は運用財産であり、運用益を管理運用の財源としている。	20,000,000
特定資産	就業事故災害見舞金積立資産	西武信用金庫北新宿支店	就業中の事故への見舞金支給に備えた積立資産である。	1,514,408
		みずほ銀行新宿西口支店	就業中の事故への見舞金支給に備えた積立資産である。	378,388
その他固定資産	産業雇用安定助成金積立資産 職員教育研修寄付金積立資産	三菱東京UFJ銀行大久保支店	従業員の実習等教育訓練のために支給された助成金を積み立てている。	135,026
		三菱東京UFJ銀行大久保支店	従業員の実習等教育訓練のために収受した寄付金を積み立てている。	205,000
	什器備品	電話設備	本部事務局で使用している。	1
		パソコン	本部事務局で使用している。	261,692
		プロジェクター	本部事務局で使用している。	23,698
		シュレッダー	本部事務局で使用している。	43,992
		ブルーレイレコーダー	表彰事業で使用している。	39,334
電話加入権	17本	本部及び支部事務局にて使用している。	1,219,900	
敷金	(公社)日本芸能実演家団体協議会	本部事務局等の敷金である。	730,500	
出資金	西武信用金庫北新宿支店	西武信用金庫の出資証券である。	10,000	
固定資産合計				24,561,939
資産合計				70,533,322
(流動負債)	未払金		社会保険料	157,382
			その他	2,100,038
	前受金		年間購読	90,000
	前受会費		29年度正会員	349,500
			30年度正会員	30,000
			31年度正会員	30,000
	預り金		給与源泉所得税	79,990
			報酬源泉所得税	272,930
	未払法人税等		法人都民税均等割の確定納付分である。	70,000
	未払消費税等		消費税の確定納付分である。	592,700
流動負債合計				3,772,540
固定負債合計				0
負債合計				3,772,540
正味財産合計				66,760,782

監 査 報 告 書

公益社団法人 日本照明家協会
会 長 沢 田 祐 二 殿

平成 29 年 5 月 16 日

公益社団法人 日本照明家協会

監 事 中 村 仁



監 事 梅 本 寛 人



監 事 池 田 浩 之



私たちは、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討致しました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討致しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

定 款

公益社団法人日本照明家協会

第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所
- 第3条 支部

第2章 目的及び事業

- 第4条 目的
- 第5条 事業

第3章 会員

- 第6条 会員の構成
- 第7条 入会
- 第8条 ~~入会金及び会費~~
- 第9条 任意退会
- 第10条 除名
- 第11条 会員資格の喪失

第4章 総会

- 第12条 種類
- 第13条 構成
- 第14条 権限
- 第15条 開催
- 第16条 招集
- 第17条 定足数
- 第18条 議長
- 第19条 議決権
- 第20条 決議
- 第21条 会員への通知
- 第22条 議事録

第5章 役員等

- 第23条 役員の設置
- 第24条 役員の選任
- 第25条 理事の職務及び権限
- 第26条 監事の職務及び権限
- 第27条 役員の任期
- 第28条 役員の解任
- 第29条 報酬等

- 第30条 名誉会長及び名誉顧問

第6章 理事会

- 第31条 構成
- 第32条 権限
- 第33条 招集
- 第34条 決議
- 第35条 決議の省略
- 第36条 議事録

第7章 資産及び会計

- 第37条 事業年度
- 第38条 事業計画及び収支予算
- 第39条 事業報告及び決算
- 第40条 公益目的取得財産残額の算定

第8章 定款の変更および解散

- 第41条 定款の変更
- 第42条 解散
- 第43条 公益認定の取り消しなどに伴う贈与
- 第44条 残余財産の帰属

第9章 専門部会

- 第45条 設置等

第10章 委員会

- 第46条 設置等

第11章 事務局

- 第47条 設置等

第12章 公告の方法

- 第48条 公告の方法

第13章 補則

- 第49条 細則

附則

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本照明家協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は、総会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、舞台及びテレビジョンの映像の照明に関する研究並びに知識の交換の促進につとめ、照明家の資質と技術の向上と普及を図り、もって芸術及び文化の高揚に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 照明技術に関する技能の認定
 - (2) 研修会、講演会、展覧会等の開催
 - (3) 照明に関する調査研究
 - (4) 研究の奨励及び業績の表彰
 - (5) 協会誌及び関連図書の刊行
 - (6) 関連団体等との連絡提携及び国際協力
 - (7) その他本会の目的達成に必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外にて行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第 6 条 本会は、第4条の目的及び第5条の事業に賛同し、次条の規定により入会した個人又は団体をもって構成する。

2. 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 舞台、テレビジョン等の~~上演芸術~~の照明及び関連する業務に従事又は研究する個人
- (2) 賛助会員 本会を援助する団体。~~又は個人~~
- (3) 特別会員 ~~上演芸術の場としての劇場・スタジオ等における照明及び関連する施設・設備・設計業務に携わり、~~本会の事業に協力する個人で**理事会の決議をもって推薦された者。**
- (4) 名誉会員 本会及び照明界に対し、特に功労のあったもので、総会の決議

をもって推薦された者。

3. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「**法人法**」という。）上の社員とする。

（入 会）

第 7 条 **正会員又は賛助会員**として入会しようとする者は、定款第 49 条の規定による定款施行細則（以下「**細則**」という。）に定める入会手続き及び入会基準により、~~正会員 1 名以上の推薦を得て、~~入会の申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2. 入会の申し込みがあった日から、次の理事会の開催日まで 2 週間を超える場合であって、入会申込者が細則に定める入会基準を満たしていると会長が認めるときは、直ちに入会を認め、速やかに理事会に報告する。
3. **特別会員又は名誉会員**に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（~~入会金及び会費~~）

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、**正会員及び賛助会員**は、細則に定める~~入会金及び会費~~を支払う義務を負う。

2. **特別会員及び名誉会員**は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の~~入会金及び会費~~は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
4. **正会員及び賛助会員**の**会費及び入会金**は、その 50%以上を公益目的事業の**ため**に使用する**ものこと**とする。

（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第 10 条 会員が次の**各号**の一に該当する場合には、総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに理由を付し除名する旨を通知し、総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第 11 条 前 2 条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が当該事業年度を過ぎて 1 年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

第4章 総会

(種類)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって~~法人法一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員~~総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

その他に必要な場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 前項のほか、総正会員の議決権の10分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求のあった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、少なくとも2週間前に、総会の目的である事項、日時、場所及び総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を記載した書面をもって通知する。

(総会の定足数等)

第17条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該

正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(会員への通知)

第21条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長、議事録作成者及び選任された出席者代表2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
2. 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはな

らない。監事についても同様とする。

6. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、理事会の定めるところに従って本会の業務を処理する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の定めるところに従って本会の日常の業務を処理する。
5. 常務理事は、会長及び副会長、専務理事を補佐し、理事会の定めるところに従い、専門的事項について本会の業務を処理する。
6. 会長及び業務執行理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、財産の状況又は業務の執行について、不正の事実のあることを発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。
4. 監事は前号の報告をなすため必要があるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 理事及び監事の再任を妨げない。
4. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によっていつでも解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する**規程定**による。

(責任の免除)

第29条の2 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び名誉顧問)

第30条 本会に~~1名~~の名誉会長及び~~若干名~~の名誉顧問を置くことができる。

2. 名誉会長及び名誉顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
3. 名誉会長及び名誉顧問は、名誉会員の中から理事会の決議により選任する。
4. 名誉会長及び名誉顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 委員会その他重要な組織の設置、変更、廃止

(8) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(9) その他本会の業務の執行に関する事項（総会の決議を要する事項を除く。）

(招 集)

第33条 理事会は、事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事から理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、理事からその請求があった日から2週間以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

2. 総会において理事全員が改選された場合、総会終了後直ちに臨時理事会を開催するものとし、新たに選任された理事は、この理事会に出席しなければならない。この理事会は、前項の規定にかかわらず、各理事がこれを招集することができる。
3. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
4. 理事会の議長は、会長とする。ただし、第2項の臨時理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。
5. 会長は、必要に応じ、各支部長、専門部会長等を会議に参加させることができる。ただし、表決権は与えられない。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時はその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の~~規定~~に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2. 公益目的事業の種類又は内容の変更等に係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。それ以外の定款の変更についても、行政庁に届け出をしなければならない。

(解散)

第42条 本会は、法令で定められた事由による他、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門部会

(設置等)

第45条 専門分野の技術の向上、技術情報の研究、交換等を目的とする全国ネットワーク組織として専門部会を設ける。

2. 個々の専門部会の設置及び改廃は、総会の承認を要す。
3. 専門部会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、細則に定める。

第10章 委員会

(設置等)

第46条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置及び改廃することができる。

2. 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、細則に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 職員は有給とする。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、細則に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この定款は、平成22年12月27日より施行する。

改定 平成29年〇月〇〇日

第44回定時総会出席予定者一覧表

(順不同、敬称略)

北海道支部	鵜飼啓三	大野 頌	木全寿幸	本間 幸治	竹山 由梨	
東北支部	岸浪行雄	山口清史	千田敬			
中部支部	御原祥子	小島弘靖	岩田好功			
関西支部	松野 満	榎木 実	山内重人	池邊 亮一	松崎 隆志	浦川 純暉
	松村 忠	久松 夕香	吉本 有輝子			
中国支部	木谷幸江	吉川 滋	田中一由	石田康正	赤枝慶信	加納隆行
四国支部	山下郁男	水田 優				
九州支部	松田弘志	佐藤勝朋	井上 忠	日高仁志	大中浩二	塩見勘太郎
沖縄支部	宮城英雄	名護真理子				
東京支部	大澤 薫	村山研一	腰越礼二	植松晃一	沢田祐二	勝柴次朗
	中村英二	中村 仁	篠原信彦	林 之弘	湯澤 薫	関 仁
	勝又伸夫	深井一彦	宮崎 晃	渡邊恒一	小松武久	梅田健一
	片野 豊	服部 基	内田忠夫	西嶋竹春	岡山貞次	横田健二
	倉本泰史	松本修一	市川一弘	西山英樹	田中剛志	青柳節朗
	林 光政	井上正美	小平典夫	阿部典夫	池田智哉	池田浩之
	宮本欣也	副島 直	樋口章一	浅見清幸	水上 章	床井弘一

平成29年5月19日現在

平成29年6月21日開催の第44回定時総会に出席を予定している正会員の一部です。
委任状提出の参考にして下さい。この名簿に関わらず出来るだけご出席下さい。

第44回定時総会議案

平成29年6月21日

公益社団法人日本照明家協会

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F

TEL: 03-5323-0201 FAX: 03-5323-0205

<http://www.jaled.or.jp>

jaled@jaled.or.jp